

## 社会福祉法人 恵徳会 正職員 1年、5年勤続賞規定

### (目的)

第一条 この規定は職員就業規則第52条に基づき、社会福祉法人恵徳会の正職員として、精勤勉励し、他の模範とするに足る職員を激励することを目的とする。

### (対象者)

第二条 勤続1年、5年の正職員

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象とはしない。

- 1) 表彰日に在籍しない者
- 2) 表彰日前1年間に懲戒処分を受けた者
- 3) その他法人が適当でないと認めた者

### (勤続1年、5年の算定方法)

第三条 勤続年数は入職日から満年数とする。

### (勤続賞)

第四条 勤続年数に応じて次の賞を与える

- 1) 満1年勤続 金員1万円
- 2) 満5年勤続 金員2万円

### (勤続賞日)

第五条 勤続満年数該当月

2. 前項にかかわらず、次の事由により退職する場合で退職時に勤続年数を満たしている者はその都度表彰する。

- 1) 死亡退職したとき
- 2) 業務上の都合により傷病のために退職したとき
- 3) その他法人が特に認めたとき

付則 この規定は2019年3月1日をもって施行する

付則 この規則は2019年3月1日現在の勤続満年数をもって適用初年度とする